

○野田市制施行75周年記念ロゴマーク使用に関する要項

令和6年10月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、野田市制施行75周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(使用の目的)

第3条 ロゴマークは、野田市制施行75周年という節目を市全体でお祝いし、市民の一体感を醸成していくために使用する。

(使用の申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、野田市制施行75周年記念ロゴマーク使用承認申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 野田市が使用するとき。
  - (2) 国、県その他の公共団体が広報の目的で使用するとき。
  - (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
  - (4) その他市長が特に認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請について、必要があると認めるときは、申請者に書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、承認の可否を決定し、使用承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。
- (1) 野田市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
  - (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用のおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

4 市長は、第3項の規定によるロゴマークの使用の承認に当たり必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請等)

第5条 前条第3項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の承認を受けた事項を変更しようとするときは、野田市制施行75周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書（別記第3号様式）に変更に係る必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の変更を承認するときは野田市制施行75周年記念ロゴマーク使用変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により使用者に通知するものとする。

(承認の取消)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、ロゴマークの承認を取り消し、野田市制施行75周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（別記第5号様式）により使用者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によりロゴマークの承認を受けたとき。

(2) 第9条に規定する使用上の遵守事項に違反したとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、令和6年11月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、ロゴマークを使用する事業の準備、周知のため必要があると認められるときは、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークを使用し、商標法による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) 別に定めるガイドラインに基づき正しく使用すること。
- (5) 市長から要請があった場合は、ロゴマークを使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (6) 市長から要請があった場合は、ロゴマークの使用実態を報告すること。
- (7) 事故、知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、その他各種法令を遵守すること。

（使用に起因する問題）

第10条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により野田市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

